地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会 副 会 長 根 本 陽 充

施設基準(調剤基本料等)の届出状況等の報告について(周知依頼)

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、全ての保険薬局は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和6年3月5日付保医発0305第6号)」において、「毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告を行う」ことと定められております。(令和5年度までは毎年7月1日現在の報告)

従って、「保険薬局における施設基準届出状況報告書」(別紙様式3)につきましては、<u>全ての保険薬局が、</u> 必ず提出することとなりますので、期限の8月29日(金)までにご対応されるよう 貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、記載方法につきましては、関東信越厚生局ホームページに掲載されている、別紙様式3保険薬局に おける施設基準届出状況報告書「様式(エクセル)」の中の指示をご参照ください。

記

届出用紙

1. (別紙様式3)「保険薬局における施設基準届出状況報告書」 → 全保険薬局 必須

(8月29日(金)提出期限)

2.(別添3-2)「施設基準の届出の確認について(報告)」

ア 届け出ている施設基準のすべてについて要件を満たしている場合 → 提出不要

イ 届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合 → 提 出

(辞退届を添付すること)

提出先(1部郵送)

〒163-1111新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階 関東信越厚生局 東京事務所 審査課 御中 ※提出する届出書のコピーを薬局で保管してください

また、施設基準の確認及び様式の入手は、関東信越厚生局のホームページにて確認、ダウンロードが可能ですので、併せて貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

関東信越厚生局ホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/teirei-yakkyoku.html (電子申請の利用につきましては、上記の関東信越厚生局ホームページをご参照ください)

- ・調剤基本料・調剤基本料の特例・地域支援体制加算・連携強化加算・後発医薬品調剤体制加算
- ·在宅薬学総合体制加算 ·医療 DX 推進体制整備加算·無菌製剤処理加算
- ・服薬管理指導料(特定薬剤管理指導加算2や手帳の活用実績等)・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の届出に関する実施状況確認

保険薬局における施設基準届出状況報告書

都道府県名

家周コード				(※レも	ェプトに記載する フ :	行の数字を記入すること。)					
保険薬局名							0	個人立	0	法人立	
指定年月日		〇 昭和 〇 平成 年 月			令和 ※全ての保険薬局が和暦で ※記載の薬局コードを初め 日 い)。						
趣及指定※が記	105	れた保険薬局へ	の鉄当	0	該当(遡及指定	が認められた)	0	非該当			
保険薬剤師教		人員 動+非常動)		*常勤技		第1.た人物の会計(小数解2位の	(捨五 入)			1	
事務職員數		*実人員 (常勤+非常勤)			※常勤人数と非常動の常勤換算した人数の合計(小数第2位四捨五入) ・常勤接算 ※常勤人数と非常動の常勤換算した人数の合計(小数第2位四捨五入)						
. 顕宗基本科	1			20,000	CILLALMENONMEND	#ULINGO BAT (TRESPERSE	THE ALAN	1 1 5 2 1 1 2	200		
○ 調剤基本料1		 - 調剤基本料2	○ 調切其土地 0 (T				and the second second			
───────	10	助刑签举科2	□ 調剤基本料3-イ	_	関剤基本料3ーロ 間の処方箋受付回	□ 調剤基本料3−ハ	0 1	特別調剤基本料A	0	特別調剤基本料B	
① 処方箋受付回教 前年5月から本年4月末までの処方箋受付回教の合計を記入すること。 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険栗局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入すること。)				(※前年 保険薬) ら、当年 記入)	(※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された 保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月か ら、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を			回 (整数で記入)			
				保険薬 入するこ (※前年	イ 前年5月1日から当年3月末までに新規指定された 保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月を記 入すること。 (※前年4月末までに指定された場合及び遡及指定が 認められた場合は記入不要)			上記受付回数算出期間 令和年月1日 ~ 令和7年4月30日(か月間)			
② 1月あたりの処方需受付回数				※計算方法 ①のアの回数を月数で除した値として1月あたりの処方 箋受付回数を記入すること (※①の記入ができない場合は値近1月あたりの処方箋 受付回数を記入すること)			Trees.	回 (整数で記入、小数第1位四捨五入)			
We 21 15				処方箋受付回数が第1位の医療機関に係る集中率				%			
		系る処方箋集中率 ザで計算し 小物質		処方箋	処方箋受付回数が第2位の医療機関に係る集中率			%			
(小数第2位を切り上げて計算し、小数第1位まで記入すること)			処方箋	処方箋受付回数が第3位の医療機関に係る集中率			%				
④ 所属するグル	ープ	の有無			O あり			○ なし			
	ア 所属するグループ名(※額剤基本料の区分によらず、所属するグループがある全ての保険薬局が 回答)										
(※④を「あり」と 記入した場合に	イ 同一グループ内の保険薬局の数(当該保険薬 局を含む)			(本年4月末時点)							
	ウ グループ内の1月あたりの処方舗受付回数の合計									<u>0</u>	
記入)	エ 同一グルーブ内の主たる保険医療機関を同じく する他の保険薬局の有無及び自局と該当する他 の保険薬局の処方需受付回数の合計(1月あた い)			ā	該当薬局あり 処方箋受付 合計回数 (登数で記入、小数			回 (1月あたり)		該当薬局なし	
⑤ 特定の保険医 (※類割基本料の	療機	関と不動産の賃貸	では では での保険薬品が実施どない。	- 同年)		O 509	37112	110 117()	0	なし	
(※調剤基本料の位置づけによらず、全ての保険薬局が実態どおりに ・賃貸借取引等がある保険医療機関の福別			-6167			多療所		病院			
	・賃貸借取引等がある保険医療機関の名称				7-11 33						
	・賃貸借取引等がある保険医療機関に係る処方箋									%	
	・特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等 に新たに該当することになった時期について該当 するものにチェック (※アーオの当てはまるもの全てにチェック、なお、平成28				8年9月30日以前 当する場合は トのチェック不要)	5場合は (該当する場合、ア〜オの当てはま			まるもの全てにチェッ (該当する場合、アー てはまるもの全てにも		
(※⑤を「あり」と 記入した場合に	年9 要。	年9月30日以前に該当した場合はアーオのチェック不 要。)			〇 該当		3当		C	該当)	
記入)		ア 保険医療機関 人の役員が名義	りと直接不動産の賃貸借取引 人となっている場合を含む)か	(保険医)	療機関及び保険薬	局の開設者の近親者又は法	0	該当	0	非該当	
	Ì,	イ 保険医療機関と第三者を通じて不動産の3 者による転借が複数回行われている場合を含			【賃借取引(賃料が発生しない場合を含む)がある(第三 む) 局以外の者に値り渡した場合を含む)を利用して開局し		0	該当	0	非該当	
							0	該当	0	非該当	
	エ 保険薬局が所有する施設・設備を保険医療				(機関に貸与している		0	該当	0	非該当	
	オ 保険医療機関による関局時期の指定を受けて関局している(病院又はその開設者からの依頼により第三者が公募する場合を含む)(公募の際に、関局時期が明示されていない場合を含む)						0	該当	0	非該当	
(※ア及びイは (※ウは前年5	前年 月16	の報告実績に基づ 3から本年4月末ま	(※全ての保険薬局が回答 がき記入。前年4月2日以降の までの実績に基づき記入。たた ではないので留意すること。)	開局のた	zめ、前年の報告実 変の受付回数が1	頼がない薬局は、ア=「非該 月平均600回以下の場合は、	当」、イ= 「非該当	=「報告していない」を 」を選択。「かかりつ	·選択。) け薬剤部	「指導料及びかかりつ	
ア 妥結率が5割以下の保険薬局への該当				0	○ 該当 (要結率が5割以下)			非該当			
イ妥結率等の	報告	の有無		0	報告していなし	1	0	報告している			
ウ 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していな い保険薬局への該当			0	○ 該当 (実施していない)			非該当				

2. 開刑基本料の注1ただし書きに規定する	S 第四基連の保険基準							
(医療資量の少ない地域に所在する保		0	届出している		○ 届出していない			
基本診療料の施設基準等の別務第六 の該当	の二の所在する保険薬局へ	0	陵当(対象 :	也域名。	○ 非該当			
3. 地域支援体制加算(※全ての保険薬	島が回答)							
○ 加算1 ○ 加算2	○ 加算3	0	加算4	○ 届出していない				
① 備蓄医療用医薬品数 (※「届出していない」場合も記入が必]	€)			品目				
② 要指導医薬品及び一般用医薬品の (※「届出していない」場合も記入が必引			品目					
4. 連携強化加算	0	届出	している	届出していない				
5. 後発医薬品調剤体制加算 (※「届出していない」場合も①~④の配	入が必要)	O #	四算1	○ 加算2	○ 加算3	○ 届出していない		
① 本年5月2日以降に新規指定を受け 績がない保険薬局への該当		0	該当 →②③④⑤の記入は不要	0	非該当			
② 新指標の割合(小 数点以下切り捨て)	③ カットオフ値の割合 (小数金以下切り捨て) (本年5月から7月の平均) 9%							
④ ②に「後発医薬品の出荷停止等を8 な取扱いについて」を適用した保険薬局		〇 該当			事該当			
⑤ 調剤基本料の注8に規定する厚生学の該当(後発医薬品減算)(※処方箋受付回数が1月600回以下の場合	(5	核当 機の割合が、50%以下)	○ 非該当				
6. 在宅業学権合体制加算 (※「届出していない」場合も②・④の記力	_	ロ算1 →①の記入は不要	〇 加算2	○ 届出していない →①の紀入は不要				
① (在宅薬学総合体制加算2の届出薬局 適合する施設要件(両方に適合する場合		生宅患者に対する体制						
②医療用麻薬の備蓄品目数 (届出の有無にかかわらず全ての保険薬	品目							
③「在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅	ア. 算定回数 (前年5月から本年4月までの合計回数)				0			
料を除く)」(医療保険)の回数と患者数	イ. 実施原	急者数						
④「居宅療養管理指導費」及び「介護予め	ア. 算定[回数	(前年5月から本年4月までの	合計回数) 回				
保険)(情報通信機器を用いた場合は除く (届出の有無にかかわらず全ての保険薬		イ. 利用名	音数	(前年5月から本年4月までの	の合計人数)	数) 人		
7. 医療DX推進体制整備加算 (※「届出していない」場合も下記の記入	が必要)	○ 届出している			□ 届出していない			
①電子処方箋により調剤する体制の整 (届出の有無にかかわらず全ての保険	O あり			O tal				
8. 無齒製剤処理加算	□ 届出している			□ 届出していない →①②の紀入は不要				
①無菌製剤処理を実施する場所		自局			他局(共同利用)→②の紀入は不要			
②自局にて無菌製剤処理を行うための	□ 無菌室 □ クリーンベンチ			□ 安全キャビネット				
9. 服薬管理指導料								
① 特定臺剤管理指導加算2	○ 届出している			○ 届出していない				
② 本年5月2日以降に新規指定を受け 績がない保険薬局への該当	○ 該当 →③④の配入は不要			事該当				
③ 注13で規定する厚生労働大臣が定 績が少ない保険薬局)への該当	○ 該当 (平頓の活用表稿が50%以下)			○ 非該当				
④ 手帳を提示した患者の算定割合 (※③が「非該当」の場合のみ記入)	前年8月から本年4月までの平均 (小数点以下四括五人)		%	匿近3ヶ月の平均(左記が508以下の場合のみ記入(小数点以下の場合 五入))	Ç	%		
10、かかりつけ栗剤師指導料及びかかりつけ栗	(○ 届出	している	O R	届出していない>①②の記入は不要			
(※かかりつけ栗剤師指導料等を「届出して	① 令和7年5月から7月に (非常勤の保険薬剤師は		状況に基づき、					
(スポッツング条利制指導科等を)周田している」と回答した場合に記入)	②かかりつけ薬剤師指導	料等に関す	る業務を行う係	保険薬剤師の数		Α.		

[記入上の注意]

- 1 この報告書は、施設基準の届出を行った保険薬局ごとに提出すること。なお、休止の届出がされている場合は、当該報告書の提出は不要。指定がない項目については、令 和7年8月1日時点の情報を記入すること。
- 2 印刷は、片面印刷を選択とすること。
- 3 訂正を行う場合に、訂正印は不要であること。
- 4 チェックボックスが設けられている欄は、該当する区分に☑を記入すること。

- 5 保険薬剤師数、事務職員数には、8月1日現在に当該薬局に在籍する者を計上すること。 ・8月1日の欠勤者は在籍する者として計上すること。また、8月1日の採用者は計上するが、退職者は計上しない。 ・当該薬局で所定労働時間の定めのない非常勤保険薬剤師(休暇等に対応するため登録している者)については、計上しない。
- 6 常勤換算については、下記のとおり常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入すること。その際、小数第二位を四捨五入して小数第一位までを計上すること。
- ・非常勤職員の常勤換算数は1、以下の計算式により計算する。ただし、1人の従事者について、算出した数値が1.0を超える場合は、「1.0人」、0.1に満たない場合は「0.1人」と
- 当該非常勤職員の所定労働時間/当該保険薬局において定めている常勤職員の所定労働時間
- 7「1.調剤基本料」欄の各項目は施設基準に定められた期間及び計算方法で算出される値を記入すること(別紙様式3参考を参照)。
- なお、定められた方法で計算できない項目については、特に断りがある場合を除き、「O」と記入すること。
- 8「1.調剤基本料」欄の③保険医療機関に係る処方箋集中率については、第1位~第3位まで全て記入すること。なお、該当がない場合には「O」と記入すること。
- 9「1.調剤基本料」欄の④における「同一グループ」の基準については、別紙様式3参考「第88の2 調剤基本料2」(6)(7)を参照のこと。
- 10「1.調剤基本料」欄の⑥ウ「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当」については、別紙様式3参考「第91 調剤基本料の注4に規 定する保険薬局」を参照のこと。
- 11「5.後発医薬品調剤体制加算」欄の「②新指標の割合」及び「③カットオフ値の割合」の算出方法の考え方は、施設基準の届出に係るものと同様であること。 ただし、本年5月2日以降に新規指定の保険薬局等で直近3か月間の実績がない薬局については「①本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当」の該当を選択すること。

その際、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和7年3月7日事務連絡)、「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取 扱いに係る追加対応について」(令和7年5月26日事務連絡)の取扱いを行って算出した割合を記入しても差し支えない。 この場合、④の「②に「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」を適用した保険薬局への該当」欄の該当に図を記入すること。

・新指標の割合(直近3か月間の合計)

後発医薬品の規格単位数量/後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量・カットオフ値の割合(直近3か月間の合計)

後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量/全医薬品の規格単位数量

- 12「5.後発医薬品調剤体制加算」欄の⑤「調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局」については、別紙様式3参考「第94 調剤基本料の注8に規定する厚 生労働大臣が定める保険薬局」を参照のこと。
- 13「6.在宅薬学総合体制加算」欄の①について、施設基準通知(2)アに適合する場合は「ア、がん末期などターミナルケアに対する体制」に、通知(2)イに適合する場合は「イ、小児在宅患者に対する体制」に、それぞれ図を選択すること。通知(2)ア及びイ両方に適合する場合は、「ア」「イ」両方に図を選択すること。また、③及び④については、在宅薬学総合体制加算の届出の有無に関わらず、「在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン薬剤管理指導料を除く)」(医療保険)、 「居宅療養管理指導費」及び「介護予防居宅療養管理指導費」(介護保険)(いずれも情報通信機器を用いた場合は除く)の算定回数及び実施患者数を、それぞれ記入するこ
- 14「B. 無菌製剤処理加算」の欄の②は、当該保険薬局内に設置するもの全てに口を記入すること。
- 15 「9.服薬管理指導料」の欄の④「手帳を提示した患者の算定割合」は前年5月1日から本年4月末日までの服薬管理指導料の実績をもって該当性を判断すること。なお、実績 がなく計算できない場合は「② 本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当」の該当を選択すること。
- 16「10.かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料」欄の①「令和7年5月から7月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数(非常勤の保険薬剤師は常勤検算)」については、以下の(イ)及び(ロ)により小数第二位を四捨五入して小数第一位まで算出すること。(令和7年5月から7月において保険薬剤師の出入があった場合においても、勤務時間から常勤換算すること。) (イ)食薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする。

 - (ロ) 貴薬局における実労働時間が週32 時間未満の保険薬剤師については、実労働時間を32 時間で除した数とする。(例) A保険薬剤師 1日4時間勤務を週5日 ⇒週20時間勤務 B保険薬剤師 1日5時間勤務を週6日 ⇒週30時間勤務

A保険薬剤師 週20時間÷32時間=0.625 B保険薬剤師 週30時間÷32時間=0.9375

- 0. 625+0. 9375=1. 5625 ⇒1. 6人
- 17 例年、以下の記入欄への記入漏れが多く見受けられるので、それ以外の項目も含め記入内容について提出前に改めて確認すること。

 - ・「薬局コード」欄・「保険薬局名」欄
 - ・「調剤基本料の注1ただし書きに規定する施設基準の保険薬局(医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)への該当」欄

 - ・「遡及指定が認められた保険薬局への該当」欄・「1⑤特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等の有無」欄
 - ・「1⑥調剤基本料の注4の減算への該当性」欄・「3①備蓄医薬品数」欄

 - ・「10①令和7年5月から7月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数」欄

施設基準の届出の確認について

8月1日現在、貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たして いるか否か自己点検の上、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご 確認ください。



ア 届け出ている施設基準のすべてに ついて、要件を満たしている場合



この様式(別添3-2)は提出不要 ※ 保険薬局の届出に応じて他の報告書 については提出が必要です。



届け出ている施設基準のうち、要 件を満たしていないものがある場合



下の報告欄の [控 内] に要件を満た していない施設基準名を記入のうえ、辞退 届と一緒にこの様式(別添3-2)を 提出(郵送)してください。



届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たし ていません。(なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。)

<要件を満たしていない施設基準名> (記入例) 地域支援体制加算

※ 記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

令和 7年 月 日

関東信越厚生局長 殿

保険薬局:薬局コード

所在地

名 称

開設者

電話番号

(担当: